

不動産鑑定業者選定調書

山本小野津幌川沿線外 2 線の不動産鑑定評価に係る不動産鑑定業者については、次のとおりとする。

令和 6 年 4 月 15 日

1 鑑定評価を依頼する土地の表示

土地の所在	地番	地目	地積(㎡)
札幌市厚別区厚別町山本	1066 番 48 外の内	田・雑種地	500.00

外 3 件

2 不動産鑑定業者

株式会社北海道中央不動産鑑定所

随意契約（特命）の理由

不動産鑑定評価については、「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準（中央用地対策連絡協議会理事会申し合わせ）」により報酬額が定められており、競争性を考慮する必要がなく、契約の性質が競争入札に適さないため。

また、当該事業の当初から上記の者に鑑定評価を依頼しており、現況や価格の変動等に精通していることから、迅速かつ正確な鑑定評価が見込まれるため。

（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 6 号に該当）。